

## 島田市中山間地域農業振興整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中山間地域における農業の振興を図るため、農産物を生産し、加工し、又は販売するための施設の整備等を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、中山間地域農業振興整備事業費補助金交付要綱（平成7年9月1日付け農企第513号静岡県農業水産部長通知。以下「県要綱」という。）、中山間地域農業振興整備事業実施要領（平成7年9月1日付け農企第514号静岡県農業水産部長通知）、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となるものは、次に掲げる団体とする。

(1) 農業協同組合

(2) 農業者3戸以上で組織し、代表者並びに組織及び運営に関する規定を定めている団体（前号の団体を除く。）

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額（率）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ中山間地域農業振興整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 資金状況調べ（様式第4号。概算払の承認申請をする場合であって、市長が必要と認める場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 市長は、交付の決定をする際は、県要綱の第5(7)の規定による条件を付すものとする。

(交付決定通知書)

第6条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、中山間地域農業振興整備事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体が第4条の規定による申請の内容について、別表第2の事業の区分ごと同表の事業の内容の変更欄又は経費の配分の変更欄に定める重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ中山間地域農業振興整備事業費補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、中山間地域農業振興整備事業費補助金交付変更承認書（様式第7号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定通知書）

第9条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、中山間地域農業振興整備事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）とする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続）

第11条 補助金の交付の決定を受けたものが補助金の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

事業の区分	補助の対象となる経費	補助金の額（率）
1 先進省力化施設整備事業	次に掲げる施設の整備費又は機械の購入費 (1) 茶園管理機械施設 (2) 風筒式等防除機械 (3) 自動定植用機械	事業に要する経費の3分の1以内
2 生産強化施設整備事業	次に掲げる施設の整備費 (1) 集出荷施設 (2) 育苗施設 (3) 栽培施設 (4) 防霜・防除施設 (5) 単軌道式運搬施設 (6) (1)から(4)までの附帯施設	事業に要する経費の3分の1以内（ただし、左欄の(4)及び(5)に要する経費については2分の1以内）
3 高付加価値化施設整備事業	次に掲げる施設の整備費 (1) 農産物加工施設 (2) 品質等分析施設 (3) 農産物販売施設 (4) (1)又は(3)の附帯施設	事業に要する経費の3分の1以内
4 販路開拓・確立事業	次に掲げる対策に必要な経費 (1) 販路開拓・拡大対策費 (2) ブランド化促進対策費	事業に要する経費の3分の1以内

別表第2（第7条関係）

事業の区分	事業の内容の変更	経費の配分の変更
<p>1 先進省力化施設整備事業、生産強化施設整備事業、高付加価値化施設整備事業</p>	<p>重要な変更とは、次に掲げる事項の変更をいう。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施工場所又は設置場所の変更</p> <p>(3) 事業種目（別表第1補助の対象となる経費の欄に掲げる施設又は機械をいう。以下この表において同じ。）の新設又は廃止</p> <p>(4) 事業種目ごとの整備等に係る事業量の20パーセントを超える変更</p>	<p>重要な変更とは、次に掲げる事項の変更をいう。</p> <p>(1) 事業種目ごとの事業費又は補助金の額の20パーセントを超える変更</p> <p>(2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>
<p>2 販路開拓・確立事業</p>	<p>重要な変更とは、次に掲げる事項の変更をいう。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 事業種目の変更</p>	<p>重要な変更とは、次に掲げる事項の変更をいう。</p> <p>事業費の額の20パーセントを超える変更</p>